

2026年9月1日

お客さま各位

株式会社岩手銀行

窓口での口座開設等における本人確認方法変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、犯罪収益移転防止法施行規則の改正（2027年4月1日施行）に先立ち、新しい本人確認方法の運用を開始いたします。

お客さまにはご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 背景

近年、本人確認書類を偽造・変造した「なりすまし」などによる金融犯罪が増加していることから、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、2027年4月1日より本人確認書類のICチップ情報を活用した本人確認が、原則となります。

2. 変更内容

- （1）窓口での口座開設や、現金でのお振込など犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が必要なお取引の受付時には、本人確認書類に内蔵された**ICチップ情報の読み取りを原則**といたします。
- （2）専用端末（スマートフォン）を使用し、お客さまの本人確認書類に内蔵されたICチップから情報を読み取り、本人確認を行います。

3. 開始時期

2026年9月14日（月）

4. ご用意いただくもの

- （1）ICチップが内蔵された本人確認書類をご用意ください。
- （2）運転免許証の場合は、読み取りに必要な暗証番号をご用意ください。

本人確認書類	ご入力いただく情報
個人番号カード	生年月日、有効期限、セキュリティコード
運転免許証	暗証番号1・暗証番号2
在留カード、特別永住者証明書	在留カード番号、特別永住者証明書番号
旅券（パスポート）	旅券番号、生年月日、有効期限

※ 旅券（パスポート）にはICチップに住所情報が記録されていないため、住民票等が別途必要となります。

5. ICチップ情報の読み取り項目

本人確認書類のICチップ情報の読み取り項目は以下のとおりです。

本人確認書類	読み取り項目
個人番号カード	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、有効期限
運転免許証	氏名、住所、生年月日、顔写真、番号、有効期限、公安委員会名、裏面記載有無
在留カード 特別永住者証明書	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、カード番号、国籍、在留期間、有効期限、資格外活動許可、在留期間等変更許可、裏面記載有無
旅券（パスポート）	氏名、生年月日、性別、顔写真、番号、国籍、有効期限

6. ICチップが内蔵された本人確認書類をお持ちでない場合等

ICチップが内蔵された本人確認書類をお持ちでない場合や、暗証番号をお忘れの場合は、**窓口でご相談ください**。お客さまのご事情に応じて、別の方法による本人確認をご案内いたします。

以 上

【お問い合わせ先】

岩手銀行 お客さま相談センター

電話番号：0120-064-626（平日 9:00～17:00）

または、お近くの岩手銀行窓口までお問い合わせください。

2027年
4月1日
から義務化

特定事業者との一定の取引 で本人確認を受ける際ICチップ情報

の読み取り等が**必須**となります！！

※各特定事業者の判断により2027年4月1日以前に先行実施する場合があります。



特定事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、
郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者、行政書士、
公認会計士、税理士、電話受付代行業者、司法書士、弁護士



ICチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、
特別永住者証明書、日本国旅券など。

対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類を提示した上で、
ICチップ情報を読み取らせる必要があります。



非対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報
を送る必要があります。

原則本人確認書類の画像や写しを用いることはできません。

ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を
読み取らせるには**暗証番号の入力**が必要です。
設定した暗証番号を覚えておきましょう！



警察庁
National Police Agency